

第2回いじめ防止基本方針策定会議 会議概要

1月22日
教育委員会室

1 教育長あいさつ(伊藤教育長)

- ・第1回の策定会議では、長野県「いじめ防止等のための基本的な方針」の策定についての方向性や、骨格についてご議論いただいた。
- ・その中で、次のことを確認した。
 - ① 国の基本方針を参酌したものとする。
 - ② 「いじめを見逃さない長野県」をめざす共同メッセージをはじめ、これまでの県や学校の出組を踏まえた、長野らしい内容を盛り込んだ内容にすること。
 - ③ 広く県民の皆様を理解されるように簡潔なものとする。
- ・それをもとに作業部会で素案を作成し、昨年度末に委員の皆様にお示しした。委員の皆様のご意見をもとにさらに修正を加え、本日事務局から提案させていただく。
- ・いじめ問題の克服に向けて、県・市町村・学校・家庭・地域・さまざまな関係、団体が連携し、いじめの防止等の対策を、具体的かつ効果的に推進するための基本的な方針となるよう、ご意見をいただきたい。

2 事務局説明(永原心の支援室長)

- ・委員からの意見を反映させた部分について資料2をもとにして説明(教育長) 補足
- ・現在検討をしている「子ども支援条例」の形がもう少しはっきりしてくれば、場合によっては加筆したり、関係性を明確にしたりする部分も出てくる。
- ・方針をどこまで具体的に書くかという点について。例えばp10の「教員が児童生徒と向き合う時間の確保」については、確かに教員人事に関わるようなことも必要かと思うが、その点については別の場で真剣に検討を重ねている。そのようなものについて書き込んでいくと内容が膨らんでしまう。そのため、この基本方針ではシンプルな表記にしている。

3 討議の概要

《ダイジェスト版について》

- 保護者の方を含め県民の方が全体像を理解するためには、この基本方針の中身が固まった段階で「ダイジェスト版」があってもよい。少なくとも学校関係者に基本方針をしっかり読んでほしいと思っている。

《いじめ防止等のための基本的な方向「1 いじめ防止等の対策の目指す方向」について》

- (1)の部分にはいじめ防止という言葉がないが、「いじめ防止」という言葉は大変意味が大きい。目指す方向に入れると、未然防止を大切にしているのだという姿勢がより伝わりやすくなると思う。
- いじめ対策ばかりではないが「自己肯定感」を高めていくことは大変重要。目指す方向の(2)に入れさせていただいた。

《家庭や地域との連携について》

- 長野県らしさをどのように取り入れているか。県として出す基本方針なので、保護者や大人や地域が子どもたちのために学校と連携してできることなどを盛り込みたい。
- 特に学校の取組については、今まで行ってきた取組（学校訪問）等の成果から提案している。また、p10、4は国の基本方針にはない部分で踏み込んでいる。これはいままでの長野県独自の取組を盛り込んだものである。ただ、国の基本方針を参酌しなくてはならないため、学校の責務、地方公共団体の責務以外の部分はどこまで踏み込むかは難しい。家庭や地域との連携を述べている部分で、もう少しこういうことが必要だというのがあれば、ご意見をいただきたい。
- いじめには家庭教育のありかたに大きなかわりがある。学校の対応で一番時間をとられるのも保護者への対応。そのため、保護者の（学校への）協力は不可欠。もう少し踏み込んで、保護者が協力するということを盛り込みたい。

《「3 いじめ防止等に関する基本的な考え方」について》

- p3、(2)早期発見などは学校ですべきことが中心に書かれているが、保護者との信頼関係の上に成り立っていることである。もう少しみんなで行っていきましょうということが必要か。
- 基本的な考え方の(1)(2)(3)と(4)の位置づけが少しわかりにくくしているのかもしれない。わかりやすくしたい。
- 「早期発見」の部分については、子どもの本音や弱音を受け止めることの大切さを伝えたい。

《二 いじめ防止等のための対策「1 県の取組」について》

- 「いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」の構成員等をわかりやすく図示したい。
- この連絡協議会の具体的な運用については、協議会立ち上げの前に明らかにしておきたい。
- たとえば、個別事案から学校に生かしていくにはどうすればいいか、普遍的な取組にしていくための協議を行いたい。また、p5「新たな知見～」の部分などは、この連絡協議会から、学校や地域に発信したい。

《「2 市町村の取組」について》

- いじめは学校で起こるが、家庭や地域の役割は大きい。学校と地域をつなぐパイプ役を位置付けたい。これを機会に検討したい。
- 市町村としては学校と地域をつないでいける役割が必要。教育委員会を越えて作らなければならないかもしれない。
- 地域で子育てをどのようにしていくのか考えるための投げかけをしていくことが必要。
- 地域の方々がボランティアで学校に入っているところもあるが、どこまでやっていただくかは難しい。
- p6の市町村の役割の付け加えられた部分について、市町村の状況によって難しい。
- 現実的には出席停止、転校は極端なので校内でできる手立てとしては学級編成替えも方策となりうるか。
- 学級編成替えは小さい学校は難しい。また、なぜ学級替えをするのか保護者や地域への説明をすることはかえって難しい。

《「3 学校の取組」について》

- p 7、「学校いじめ防止基本方針」の策定に児童生徒や保護者等の参画を図ることは必要。さらに、見直しのときも加えたい。
- 校外の窓口、わかりやすい相談体制の一本化は必要と思っている。実際解決するとなると、なんでも同じように扱うものでもないが、学校では解決が難しいものは第三者的な機関でやっていくことも必要。
- 相談した後になくなっていくのか。子どもに、こういう風になっていくよというのを、基本方針に盛り込むかは別として、検討してほしい。

《「4 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携したいじめ防止等の取組」について》

- 保護者の役割には、家庭と子どものことしか書いてないので、保護者と学校の関係も書きたい。たとえば、保護者が学校とコミュニケーションを心がけるなど。自分たちが話すだけでなく、しっかり聞くことも必要。
- いじめは加害者にも被害者にもなりうるということを保護者もはっきりと理解することが必要。
- p 10、子どもがいじめを受けた場合～とあるが、子どもが加害者にも被害者になる場合もあるということを保護者は心にとめて子どもに接する必要がある。

《「5 重大事態への対応」について》

- 重大事態の場合には警察とのかかわりも必要ではないか。
- 重大事態の中でも事件性があるものとなないものがある。ケースに応じてということになるか。
- p 15 の図について参考として市町村立学校ではどのようになるのか作成したい。